社会福祉施設等（通所•短期入所等のサービス）における
感染防止に向けた対応について

1．感染防止に向けた取組
感染防止に向けた取組を徹底する観点からは，日頃から以下のような感染防止に向 けた取組を行うことが重要である。
（1）施設等における取組
（感染症対策の再徹底）
○社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や感染拡大防止に向けた取組の再徹底を行うこと。
○感染防止に向け，職員間での情報共有を密にし，感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進めること。
○感染者が発生した場合に積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう，症状出現後の接触者リスト，利用者のケア記録（体温，症状等がわかるもの），直近 2 週間の勤務表，施設内に出入りした者等の記録を準備しておくこと。
○ 入国拒否の対象地域から帰国後症状がある職員等がいる場合，施設長は，す みやかに市区町村に対して，人数，症状，対応状況等を報告するとともに，発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は，保健所に報告して指示 を求めること。また，最新情報を収集し，職員等に情報提供すること。
（施設への立ち入り）
－委託業者等については，物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所 で行うことが望ましく，施設内に立ち入る場合については，体温を計測して もらい，発熱が認められる場合には入館を断ること。

業者等の施設内に出入りした者の氏名•来訪日時•連絡先については，感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこ と。
（2）職員の取組
（感染対策の再徹底）
職員，利用者のみならず，面会者や委託業者等，職員などと接触する可能性 があると考えられる者含めて，マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い，ア ルコール消毒等により，感染経路を断つことが重要であり，「高齢者介護施設に おける感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上，対策を徹底すること。
○ 職員は，各自出勤前に体温を計測し，発熱等の症状が認められる場合には出

勤を行わないことを徹底すること。なお，過去に発熱が認められた場合にあっ ては，解熱後 24 時間以上が経過し，咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまで は同様の取扱いとする。なお，このような状況が解消した場合であっても，引 き続き当該職員の健康状態に留意すること。
該当する職員については，管理者等に報告し，確実な把握を行うよう努める こと。

ここでいう職員とは，利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけでなく，事務職や送迎を行ら職員等，当該事業所のすべての職員やボランティア等含むものとする。
－発熱や呼吸器症状により感染が疑われる職員等については，「「 新型コロナウ イルス 感染症についての相談•受診の目安」を踏まえた対応について」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえて適切に対応すること。
－職場はもとより，職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要 であり，換気が悪く，人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まること を避けるようにすること。
－職員が感染源となることのないよう，症状がない場合であっても利用者と接 する際にはマスクを着用すること。食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をす る場合，他の職員と一定の距離を保つこと。
（3）ケア等の実施に当たっての取組
（基本的な事項）
○感染拡大防止の観点から，「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」，「多数が集ま る密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要があるこ と等から，以下に留意し実施すること。

- 可能な限り同じ時間帯，同じ場所での実施人数を減らす。
- 定期的に換気を行う。
- 互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ等，利用者同士の距離について配慮する。
－声を出す機会を最小限にすることや，声を出す機会が多い場合は咳エチケ ットに準じてマスクを着用することを考慮する。
- 清掃を徹底し，共有物（手すり等）については必要に応じて消毒を行う。
- 職員，利用者ともに手洗い，アルコール消毒による手指消毒を徹底する。


## （送迎時等の対応等）

○社会福祉施設等の送迎に当たっては，送迎車に乗る前に，本人•家族又は職員が本人の体温を計測し，発熱が認められる場合には，利用を断る取扱いとす る。
－過去に発熱が認められた場合にあっては，解熱後 24 時間以上が経過し，呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお，このような状況が解消した場合であっても，引き続き当該利用者の健康状態に留意すること。
○送迎時には，窓を開ける等換気に留意するとともに，送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）の消毒を行う。
－発熱により利用を断った利用者については，社会福祉施設等から当該利用者 を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等（以下「居宅介護支援事業所等」という。）に情報提供を行い，当該居宅介護支援事業所等は，必要に応 じ，訪問介護等の提供を検討する。
○市区町村や社会福祉施設等においては，都道府県や衛生主管部局，地域の保健所と十分に連携の上，必要となる代替サービスの確保•調整等，利用者支援 の観点で居宅介護支援事業所等や社会福祉施設等において必要な対応がとられ るように努めるものとする。
（リハビリテーション等の実施の際の留意点）
社会福祉施設等においては，利用者の廃用症候群防止や ADL 維持等の観点か ら，一定のリハビリテーション又は機能訓練や活動を行うことは重要である一方，感染拡大防止の観点から，基本的事項における「3つの密」を避ける取組 を踏まえ実施すること。

2．新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合の取組
社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）に新型コロ ナウイルス感染症に感染した者が発生した場合には，感染拡大防止の観点から，以下の取組を徹底する。

なお，特段の記載（【 】の中で記載しているもの。）がない限り，新型コロナウ イルス感染が疑われる者＊が発生した場合も同様の取扱いとする。その際，以下の記載のうち「濃厚接触者」は「感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者」と読み替えるものとする。
※「新型コロナウイルス感染が疑われる者」：
社会福祉施設等の利用者等であって，風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以
上（高齢者•基礎疾患がある者•妊婦である利用者等については 2 日程度）続い

ている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者，医師が総合的に判断した結果，新型コロナウイルス感染症を疑う者であって，PCR 陽性等診断が確定するまでの間の者。
（1）情報共有•報告等の実施
－利用者等において，新型コロナウイルス感染者が発生した場合，当該事業所等は，速やかに管理者等への報告を行い，当該事業所内での情報共有を行 うとともに，指定権者（障害福祉サービス等にあっては，当該利用者の支給決定を行う市町村を含む。以下同様。）への報告を行うこと。また，当該利用者の家族等に報告を行うこと。
○また，当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行う こと。

【新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は，「帰国者•接触者相談センター」に電話連絡し，指示を受けること。速やかに管理者等への報告を行い，当該施設内での情報共有を行うとともに，指定権者への報告を行うこと。また，当該利用者の家族等に報告を行うこと。】
（2）消毒•清掃等の実施
○新型コロナウイルス感染者の居室及び当該利用者が利用した共用スペー スについては，消毒•清掃を実施する。具体的には，手袋を着用し，消毒用エタノールで清拭する。または，次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後，湿式清掃し，乾燥させる。なお，次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については，吸引すると有害であり，効果が不確実であることから行わ ないこと。トイレのドアノブや取手等は，消毒用エタノールで清拭する。 または，次亜塩素酸ナトリウム液（ $0.05 \%$ ）で清拭後，水拭きし，乾燥さ せる。保健所の指示がある場合は，その指示に従うこと。
（3）積極的疫学調査への協力
○感染者が発生した場合は，保健所の指示に従い，濃厚接触者となる利用者等の特定に協力すること。その際，可能な限り利用者のケア記録の提供等を行うこと。

【新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は，当該施設等に おいて，感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者等を特定するこ と。濃厚接触が疑われる者については，以下を参考に特定すること。
－新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があっ

た者
－適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察，看護若しくは介護していた者
－新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液，排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
特定した利用者については，居宅介護支援事業所等に報告を行うこと。】
（4）新型コロナウイルス感染症の感染者への適切な対応の実施

## ○感染者については，以下の対応を行う。

ア 職員の場合の対応
職員の感染が判明した場合，原則入院することとなるが，症状等によっ ては自治体の判断に従うこととなること。

【感染が疑われる職員については，「帰国者•接触者相談センター」に電話連絡し，指示を受けること。ただし，濃厚接触者であって感染が疑われ る場合は，積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。】
イ 利用者の場合の対応
利用者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は，原則入院 することとなること。

【感染が疑われる利用者については，「帰国者•接触者相談センター」に電話連絡し，指示を受けること。ただし，濃厚接触者であって感染が疑わ れる場合は，積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。】
（5）新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者への適切な対応の実施
○濃厚接触者については，保健所と相談の上，以下の対応を行う。
ア 職員の場合の対応
保健所により濃厚接触者とされた職員については，自宅待機を行い，保健所の指示に従う。職場復帰時期については，発熱等の症状の有無等も踏 まえ，保健所の指示に従う。

【なお，濃厚接触が疑われる段階においては，発熱等の症状がある場合 は，自宅待機を行い，保健所の指示に従う。また，発熱等の症状がない場合は，保健所と相談の上，疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。】
ィ 利用者の場合の対応
保健所により濃厚接触者とされた利用者については，以下の対応を行 う。
－自宅待機を行い，保健所の指示に従う。居宅介護支援事業所等は，保

健所と相談し，生活に必要なサービスを確保する。
－なお，短期入所利用者においては，必要に応じ，入所施設•居住系サ ービスと同様の対応を行うこと。

| 利用者の状況に応じた対応について（通所系•短期入所）感染防止に向けた所系等 |  |
| :---: | :---: |
|  |  |
| （1）施設等における取組 | （感染症対策の再徹底） <br> 感染防止に向け，職員間での情報共有を密にし，感染防止に向けた取組を職員が連携して推進 <br> －積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう，症状出現後の接触者リスト，ケア記録，勤務表，施設内に出入りし等を準備 <br> （施設への立ち入り） <br> 委託業者等による物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく，施設内に立ち入る場合につ温を計測してもらい，発熱が認められる場合には入館を断る <br> ○業者等の施設内に出入りした者の氏名•来訪日時•連絡先について，積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録 |
| （2）職員の取組 | （感染症対策の再徹底） <br> 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上，マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い，毒等を徹底 <br> 出勤前に体温を計測し，発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 <br> 感染が疑われる場合は，「新型コロナウイルス 感染症についての相談•受診の目安」を踏まえて適切に対応 <br> 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く，人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まること対応を徹底 |
| （3）ケア等の実施時 の取組 | （基本的な事項） <br> －感染拡大防止の観点から，「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」，「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や接場面」）を避ける必要があり，可能な限り同じ時間帯•同じ場所での実施人数の縮小，定期的な換気，互いに手を伸ば く範囲以上の距離の確保等の利用者同士の距離への配慮，声を出す機会の最小化，声を出す機会が多い場合のマスク着共有物の消毒の徹底，手指衛生の励行の徹底 <br> （送迎時等の対応等） <br> 送迎車に乗る前に，本人•家族又は樴員が本人の体温を計測し，発熱が認められる場合には，利用を断る <br> 送迎時には，窓を開ける等換気に留意。送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）を消毒 <br> 発熱により利用を断った利用者については，居宅介護支援事業所に情報提供。同事業所は必要に応じ，訪問介護等の <br> 市区町村や社会福祉施設等においては，都道府県や衛生主管部局，地域の保健所と十分に連携の上，必要となる代替保•調整等，利用者支援の観点で居宅介護支援事業所等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるように努める <br> （リハビリテーション等の実施の際の留意点） <br> ADL維持等の観点から，リハビリテーション等の実施は重要である一方，感染拡大防止の観点から，「3つの密」を |


|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 業今́些装妙 I I糋少思胹 dit 6眐占 | 上愄占 <br> こ6無 <br> 个禾听 <br> 11 装 <br> 橆笑パ <br> 䇫嫰肘装 <br>  <br>  <br>  <br> 番皆非 6 |  |  |  |
|  |  |  |  |  | I |  |  |  |
|  |  |  |  | । |  | I |  |  |
|  |  |  |  | । |  | । |  |  |
|  | $\begin{aligned} & \text { 州装 } \\ & \text { H2 } \end{aligned}$ |  |  <br>  <br>  <br>  <br>  <br> 授 <br>  |  | 岫 空 <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  |  |  |  |
|  |  |  | 䃯把 <br> ＂ <br> 唣完 <br> 釦 f |  |  |  <br>  <br>  <br>  |  |  |

$\cdot$ 介助が必要な場合は，原則として清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は熱水洗濯機 $\left(80^{\circ} \mathrm{C} 10\right.$ 分間）で洗浄後，乾燥を行うか，また
は，次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後，洗濯，乾燥
$\cdot$ 個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は，入浴を行ってもよい。その際も，必要な清掃等を実施
（iv）リネン・衣類の洗濯等
$\cdot$ 当該利用者のリネンや衣類については，その他の利用者と必ずしも分ける必要はないが，熱水洗濯機（ $80^{\circ} \mathrm{C} 10$ 分間）で処理し，洗浄後乾
燥させるか，または，次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後，洗濯，乾燥
•当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のゴミの処理は，ビニール袋に入れて感染性廃棄物として処理

[^0]【訪問系】


## （ii）排泄の介助等

－おむつ交換の際は，排泄物に直接触れない場合であっても，手袋に加え，マスク使い捨てエプロンを着用
•介助が必要な者（訪問入浴介護を利用する者を含む）については，原則清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は，手袋とマスクを着
用し，一般定な家庭用洗剤で洗漼し，完全に乾燥させる
（iv）環境整備
•部屋の清掃を行う場合は，手袋を着用し，消毒用エタノールで清拭。または，次亜告素酸ナトリウム液で清拭後，湿式清掃し，乾燥。な
お，次亜程素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については，吸引すると有害であり，効果が不確実であることから行わないこと。トイレ
のドアノブや取手等は，消毒用エタノールで清拭，または，次亜塩素酸ナトリウム液（0．05\％）で清拭後，水拭きし，乾燥

## 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応に係る事務連絡等

社会福祉施設等が提供する各種サービスは，利用者の方々やその家族の生活を継続す る上で欠かせないものであり，十分な感染防止対策を前提として，利用者に対して必要 な各種サービスが継続的に提供されることが重要である。利用者への各種サービスの提供に当たつては，次の（1）から（9）までの事項について十分に理解した上で，適切 に対応いただきたい。
（1）基本的な事項
新型コロナウイルス感染症の感染防止対策（咳エチケット，手洗い，アルコー ル消毒等），流行地域からの帰国者等の取扱い，新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応等については，次の事務連絡を参照すること。
－社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（その 2 ）（令和2年2月14日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）【参考 $1-1$ 】
－社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（令和 2 年 2 月 18 日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）【参考 1 － 2 】
－「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等 の対応について（令和 2 年 2 月 18 日付事務連絡）」に関する Q \＆A について（令和2年2月21日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）【参考 $1-$ 3 】
－社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応の徹底について（令和 2 年2月23日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）【参考 1

- 4】
- 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和 2 年 3月19日現在）（令和 2 年 3 月 19 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか事務連絡）【参考 $1-5$ 】
－「新型コロナウイルス感染症の軽度者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」 等の周知について（令和 2年4月3日厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）【参考 $1-6$ 】
（2）感染拡大防止に関する事項
職員や利用者の体温計測及び発熱等の症状がある場合の対応，面会制限や委託業者等への対応等，感染拡大防止のための対応については，次の事務連絡等を参照すること。
－社会福祉施設等（入所施設•居住系サービスに限る。）における感染拡大防止 のための留意点について（令和 2 年 2 月 24 日厚生労働省健康局結核感染症課 ほか連名事務連絡）【参考2－1】
－社会福祉施設等（入所施設•居住系サービスを除く。）における感染拡大防止 のための留意点について（令和 2 年 2 月 24 日厚生労働省健康局結核感染症課 ほか連名事務連絡）【参考 $2-2$ 】
－新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応につ いて（令和 2 年 2 月 25 日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【参考2－3】
－認知症対応型共同生活介護事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について（令和 2 年 2 月 27 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡）【参考2－4】
－有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため の対応について（令和 2 年 2 月 27 日厚生労働省老健局高齢者支援課，国土交通省住宅局安心居住推進課連名事務連絡）【参考2－5】
－共同生活援助事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のた めの対応について（令和 2 年 2 月 28 日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）【参考2－6】
－福祉型障害児入所施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の ための対応について（令和 2 年 2 月 28 日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児•発達障害者支援室事務連絡）【参考2－7】
－新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（2020年2月21日国立感染症研究所，国立国際医療研究センター国際感染症センター）【参考2－8】
－介護予防•日常生活支援総合事業等における新型コロナウイルスへの対応に ついて（令和 2 年 3 月 3 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）【参考2－9】
－市町村が措置を行う場合における新型コロナウイルスの感染拡大防止のた めの対応について（令和2年3月6日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）【参考2－10】
－社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和 2 年 3月6日厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）【参考2－11】
－「社会福祉施設等（入所施設•居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和 2 年 2 月 24 日付事務連絡）」に関する Q \＆A について（令和 2 年 3 月 6 日厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）【参考2－12】
－社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」 の周知について（令和 2 年 3 月 9 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか事務連絡）【参考 2－13】
－「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和 2 年 3 月 6 日付事務連絡）」に関するQ\＆Aについて（令和 2 年 3 月 16 日厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）【参考2－14】
－社会福祉施設等における感染拡大防止のための取組の徹底について（令和 2年3月19日厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）【参考2－15】
－社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について（令和 2 年 3 月 25 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化

総合対策室ほか事務連絡）【参考2－16】
－社会福祉施設等に対する「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしま しょう。」の周知について（令和 2 年 3 月 31 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか事務連絡）【参考2－17】
（3）職員の確保に関する事項
職員の確保が困難な場合の対応については，次の事務連絡を参照すること。
－社会福祉施設等における職員の確保について（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）【参考3】
（4）衛生用品の確保に関する事項
マスク，アルコール消毒等の衛生用品については，次の事務連絡を参照するこ と。
－新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク・消毒用アルコー ル等の高齢者施設等への供給について（令和 2 年 2 月 21 日厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡）【参考4－1】
－高齢者施設等におけるマスク・消毒用アルコール等に係る充足状況の把握に ついて（依頼）（令和2年3月4日厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡）
【参考4－2】
－各都道府県等におけるマスク・消毒用アルコール等の備蓄状況及び高齢者施設等に対する対応状況の把握について（依頼）（令和 2 年 3 月 4 日厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡）【参考 4－3】
－都道府県等におけるマスク・消毒用アルコール等の備蓄の積極的放出につい て（依頼）（令和2年3月12日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）【参考4－4】
－新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノール の優先供給について（令和 2 年 3 月 13 日厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡）【参考 $4-5$ 】
－都道府県等におけるマスク・消毒用アルコール等の備蓄の積極的放出につい て（依頼）（令和 2 年 3 月 13 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）【参考 4－6】
－介護施設等に対する布製マスクの配布について（令和 2 年 3 月 18 日厚生労働省医政局経済課（マスク等物資対策班）ほか連名事務連絡）【参考 4－7】
－高齢者施設•事業所等に対する布製マスクの具体的な配布方法について（令和2年3月19日厚生労働省医政局経済課（マスク等物資対策班）ほか連名事務連絡）【参考 4－8】
－「布製マスクの配布に関する電話相談窓口」の設置等について（令和 2 年 3月 25 日厚生労働省医政局経済課（マスク等物資対策班）ほか連名事務連絡）
【参考4－9】
－医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての特定アルコール （高濃度エタノール）の希望調査について（令和 2 年 3 月 30 日厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡）【参考 4－10】
－新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生•防護用品の備蓄と社会福祉施設等に対する供給について（令和 2 年 4 月 7 日厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡）【参考 4－11】
（5）要介護認定に関する事項
新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについては，次 の事務連絡を参照すること。
－新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（令和2年2月18日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）【参考5－1】
－新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（そ の 2 ）（令和 2 年 2 月 28 日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）【参考5－2】
－新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（そ の 3 ）（令和 2 年 3 月 13 日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）【参考5－3】
－新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（そ の4）（令和2年4月7日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）【参考5－4】
（6）介護サービス事業所等の人員，施設•設備及び運営基準等の臨時的な取扱いに関する事項

介護報酬，人員，施設•設備及び運営基準等の臨時的な取扱いについては，次 の事務連絡を参照すること。
－新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的 な取扱いについて（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）【参考6－1】
－新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的 な取扱いについて（第2報）（令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）【参考6－2】
－新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的 な取扱いについて（第3報）（令和2年2月28日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）【参考6－3】
－新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的 な取扱いについて（第4報）（令和2年3月6日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）【参考6－4】
－新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的 な取扱いについて（第5報）（令和2年3月26日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）【参考 $6-5$ 】
－新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的 な取扱いについて（第6報）（令和2年4月7日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）【参考6－6】
（7）障害福祉サービス事業所等の人員，施設•設備及び運営基準等の臨時的な取扱 いに関する事項

障害福祉サービス等報酬，人員，施設•設備及び運営基準等の臨時的な取扱い については，次の事務連絡を参照すること。
－新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について （令和2年2月20日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【参考 7－1】
－新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 2 報）（令和 2 年 2 月 20 日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【参考 $7-2$ 】
－新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援 の実施等について（令和2年2月25日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【参考7－3】
－新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（令和 2 年 2 月 27 日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【参考 7－4】
－新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その 2 ）（令和 2 年 2 月 28 日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【参考 $7-5$ 】
－新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）（令和 2 年 2 月 28 日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【参考 $7-6$ 】
－新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援専門員等研修の臨時的な取扱いについて（令和 2 年 2 月 28 日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【参考 $7-7$ 】
－新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について （第2報）（令和2年2月28日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【参考 $7-8$ 】
－新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ\＆Aについて（令和 2 年 3 月 3 日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【参考 7－9】
－新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いに ついて（令和 2 年 3 月 5 日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課 ほか連名事務連絡）【参考 7－10】
－新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その 4 ）（令和 2 年 3 月 6 日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【参考7－11】
－新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等への財政支援制度について（令和 2 年 3 月 6 日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【参考7－12】
－新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての重症心身障害児や医療的ケア児等の受け入れについて（令和 2 年 3 月 6 日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【参考 $7-13$ 】
－新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について
（第3報）（令和2年3月9日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【参考 $7-14$ 】
－新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 3 報）（令和 2 年3月10日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【参考 $7-15$ 】
－新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その5）（令和 2 年 3 月 13 日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【参考 $7-16$ 】
－新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その6）（令和 2 年 3 月 19 日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【参考7－17】
－訪問系サービスにおける新型コロナウイルス感染症への対応について（令和 2年3月19日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【参考 $7-18$ 】
－新型コロナウイルス感染症防止のための小学校の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係る Q \＆Aについて（ 3 月 24 日版）（令和 2 年 3 月 24 日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【参考 7 －19】
－障害者支援施設における感染拡大防止と発生時の対応について（令和 2 年 3月 30 日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【参考 7

- 20】
- 学校の教育活動再開に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応につ いて（令和 2 年 3 月 31 日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【参考 $7-21$ 】
－新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての児童通所支援事業所の対応について（令和 2 年 4 月 2 日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【参考 $7-22$ 】
－新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応につ いて（その 2）（令和 2 年 4 月 3 日厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【参考 $7-23$ 】
（8）児童福祉施設等の人員配置基準等の取扱いについては，次の事務連絡を参照す ること。
－新型コロナウイルス感染症に係る児童入所施設等の人員基準等の臨時的な取扱いについて（令和 2 年 2 月 18 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）【参考 $8-1$ 】
－新型コロナウイルス感染症に係る児童自立支援施設通所及び児童心理治療施設通所部の臨時的な取扱いについて（令和 2 年 2 月 20 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）【参考 $8-2$ 】
－新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての児童養護施設等の対応について（令和2年2月28日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）【参考 $8-3$ 】
－社会的養護処遇改善加算の研修受講要件の取扱いについて（令和 2 年 3 月 18


[^0]:    当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のゴミの処理は，ビニール袋に入れて感染性廃棄物として処理

